

# 学長選考のフローチャート

選考時期  
(選考規程第2条)

- ※(1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

公示  
(実施細則第2条)

令和6年9月19日(木)

- ※学長候補者の推薦に係る日時、場所その他必要な事項を定め、推薦資格者に通知し、かつ、公示しなければならない。(第1項)
- ※公示は、少なくとも推薦実施日の10日前に行わなければならない。(第2項)

学長候補適任者の推薦  
(選考規程第4条)

令和6年10月21日(月)、22日(火)

学長候補者の公示

令和6年12月20日(金) (予定)

意向聴取の公示  
(実施細則第5条)

令和6年12月23日(月) (予定)

学長候補者の所信表明  
(選考規程第8条)

令和7年1月10日(金) (予定)

- ※公示は、少なくとも推薦実施日の10日前に行わなければならない。(第2項)

学長候補者からヒアリング

学長候補者に対する意向聴取  
(選考規程第9条)

令和7年2月3日(月) (予定)

※不在者投票 令和7年1月20日(月)～令和7年1月31日(金) (予定) 選考規程第10条第1項

学長選考・監察会議による選考

令和7年2月3日(月) (予定)

学長予定者の決定  
(選考規程第11条)

令和7年2月3日(月) (予定)

## 【推薦資格者・意向聴取対象者】

- (1) 学長及び理事
- (2) 専任の教員
- (3) 事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐
- (4) 監査室の室長及び室長補佐
- (5) 病院に置かれる部署の技師長、技士長、副技師長及び副技士長
- (6) 副薬剤部長
- (7) 看護部長及び副看護部長
- (8) 栄養士長
- (9) 技術専門員

※ただし、(2)～(9)に掲げる者については、非常勤職員は除く

※推薦資格者は、学長候補適任者1人を推薦(選考規程第4条第3項)

※学長候補者となるには、10人以上の推薦資格者からの推薦が必要口  
(選考規程第4条第4項)

※推薦は、学長候補適任者推薦書で行う。(実施細則第3条)